11章　売買・継続的取引・製造委託　　第Ⅳ部　類型

製造物責任と契約条項

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：契約条項で製造物責任を回避できるか

部品メーカーが完成品メーカーに部品を納める取引基本契約に、「売主は製造物責任を一切負わない」と書いたとします。その部品の欠陥で完成品が発火し、消費者がけがをした場合、部品メーカーは、この条項を理由に消費者からの請求を拒めるのでしょうか。

取引基本契約の製造物責任の条項は、商品の欠陥が原因で、商品そのもの以外に損害が広がった場合（いわゆる拡大損害）について定めるものです（注1）。本稿では、製造物責任法の責任と、契約で決められることの境目を確認します。

二　制度の枠組み

1　製造物責任：無過失責任

製造業者等は、製造・加工・輸入などをした製造物で、自分が引き渡したものの欠陥によって他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。損害がその製造物についてのみ生じたときは、この限りではありません（注2）。「欠陥」とは、製造物の特性、通常予見される使用形態、引き渡した時期その他の事情を考慮して、その製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいいます（注3）。安全性に関わらない単なる品質上の不具合は、製造物責任の根拠となる欠陥には当たりません（注1）。

製造物責任法の最大の特徴は、欠陥があれば、民法上の債務不履行責任や不法行為責任と異なり、故意・過失を要せずに賠償責任が生じる点で、「無過失責任」と呼ばれます（注4）。

製造業者等が責任を免れるのは、引き渡した時の科学・技術の知見では欠陥を認識できなかったことを証明した場合と、部品・原材料として使われた製造物について、欠陥がもっぱら完成品の製造業者の設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ過失がないことを証明した場合です（注5）。

2　被害者に対する責任は、契約で変えられない

製造物責任法は、人の生命、身体または財産に被害が生じた場合のその人に対する製造業者の責任を定めているだけで、商人間の売買での買主から売主への責任追及や、売主・買主間の責任分担を規律するものではありません（注1）。

取引基本契約の当事者は売主と買主であり、被害者はその契約の当事者ではありません。売主と買主の間で製造物責任を免除する条項を置いても、被害者が製造業者等に請求することは妨げられません。一の例で部品メーカーが「製造業者等」に当たるなら、消費者に対しては製造物責任を負います。

3　当事者間の負担は、契約で決められる

契約で定めていない場合、買主が欠陥のある部品を組み込んだ商品を第三者に販売し、第三者から製造物責任を問われたときに、買主が売主に求償できる範囲は、欠陥によって通常生ずべき損害が原則で、特別の事情による損害は売主がその事情を予見すべきであったときに限られます。欠陥について買主に過失があれば、過失相殺もされます（注1）。このため、通常損害かどうかや予見可能性の有無をめぐって合意を得ることが困難になることが予想されます（注6）。

三　解釈：「製造業者等」に当たるか

「製造業者等」は、①製造物を業として製造、加工または輸入した者、②自ら製造業者として製造物に氏名・商号・商標などの表示をした者や、製造業者と誤認させるような表示をした者、③製造、加工、輸入または販売に係る形態その他の事情からみて、実質的な製造業者と認めることができる表示をした者です（注7）。

自ら製造しなくても、輸入した者や製造者としての表示をした者（OEM取引やプライベート・ブランドなど）は製造業者等に含まれます。反対に、国内での流通にだけ関わった者は製造業者等に該当しません（注4）。

単に国内流通に関わっているだけの売主は、製造物責任法の責任を負いません。商品の欠陥を自ら生じさせた場合には、債務不履行責任や不法行為責任を負うことがありますが、これらは故意・過失が要件です。それにもかかわらず、取引基本契約に、欠陥による生命・身体・財産の損害について無過失責任を負うかのような条項があると、流通業者にすぎない売主が本来の法的責任より重い責任を負うことになります（注4）。

製造物責任の条項を見るときは、まず自社と相手方が「製造業者等」に当たるかを確かめます。当たらない側に無過失責任を負わせる条項は、法律にない責任を契約で引き受けさせる条項です。

四　契約実務への還元

1　求償条項・補償条項

取引基本契約の雛形は、次のように定めています（甲は買主、乙は売主です）。

> 2　乙は、商品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体又は財産に損害が生じたときは、故意、過失の有無を問わず、その第三者又は甲が被った一切の損害（甲が第三者に支払った賠償額、甲が商品を市場から回収するために要した費用、弁護士費用を含むがこれらに限らない）を賠償する。（注8）

二の3のとおり、契約がなければ求償の範囲は通常損害が原則なので、買主としては、このように契約に明記して売主への求償権を確保し、第三者への賠償額だけでなく、市場からの回収費用も含めておきたいところです（注6）。

売主としては、拡大損害の範囲がどこまでも広がることを避けるため、「欠陥を直接の原因とする損害」「通常損害」のように損害の範囲を限定したり、賠償額に上限を設けたりすることを検討すべきです。欠陥について売主に故意または過失がある場合だけ責任を負うと明記することも考えられます（注6）。流通業者にすぎない売主なら、製造物責任の主体ではないことを理由に条項の削除を求めるか、帰責性がある場合だけ責任を負う内容への変更を求め、さらに自分の仕入先との契約でも責任の分担が適切になるよう条項を定めておく必要があります（注9）。

部品の欠陥が、買主の指示した設計によるものである場合もあります。製造物責任法でも、部品の製造業者は、欠陥がもっぱら完成品の製造業者の設計に関する指示に従ったことにより生じ、過失がないことを証明すれば責任を免れます（注5）。売主の立場では、買主の仕様・設計指示による欠陥は求償の対象から除くと書いておくことが考えられます。補償条項の書き方の一般論は、別稿「補償条項の設計」が扱います。

2　PL保険への加入

主に買主の側で検討すべき規定として、PL保険に関する条項があります。買主を追加被保険者として付保させることも考えられます（注10）。保険の付保を求めるなら、付保の範囲・金額と、付保を確認する方法（保険証券の写しの提出など）まで書いておきます。

3　リコール費用の分担

買主の側では、ユーザーに対する欠陥品の回収、無償修理、交換に関する規定や、欠陥品の在庫の買取りに関する規定も検討の対象になります（注10）。売主の側では、損害の発生原因の調査に関する規定（調査の時期、調査者の指定、調査費用の負担など）を検討すべきです（注10）。原因が分からないまま回収費用だけが請求されることを防ぐためです。

論点	売主側	買主側
責任の要件	売主に帰責性がある場合に限る	欠陥や帰責性を問わず請求できるようにする
損害の範囲	直接の損害・通常損害に限り、上限を設ける	第三者への賠償額、回収費用、弁護士費用を含める
設計指示	買主の仕様・指示による欠陥を除く	売主の設計・製造による欠陥であることを前提にする
付随する規定	原因調査の手続と費用	PL保険、回収・無償修理・在庫買取り

（注11）

製造物責任は被害者との関係では契約で動かせませんが、売主と買主の間で誰が最終的に負担するかは、契約で決められます。製造物責任の条項は、責任を免れるための条項ではなく、負担を分け合うための条項です。

本稿で扱わなかったこと

免責条項がどこまで有効かは、別稿「免責条項の限界：公序良俗・信義則」が扱います。製造物責任法の消滅時効（損害と賠償義務者を知った時から3年、生命・身体の侵害は5年、引渡しから10年）は、本稿では扱っていません（注12）。

参考文献等

（注1）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）66～67頁
（注2）製造物責任法3条
（注3）製造物責任法2条2項
（注4）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）149～150頁
（注5）製造物責任法4条
（注6）前掲注1・67頁
（注7）製造物責任法2条3項
（注8）前掲注1・26頁（雛形第10条2項）
（注9）前掲注4・150～151頁
（注10）前掲注4・151～152頁
（注11）前掲注4・148～152頁、前掲注1・67頁
（注12）製造物責任法5条

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/seizobutsu-sekinin-keiyaku-joko/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「製造物責任と契約条項」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。